



民間検査機関の意義と重要性

元ビューローベリタスジャパン(株) 最高顧問
野口 敏

姉歯事件が起きたときに、民間は利益追求が使命だから、手抜きは必然であり、検査のような仕事は民間に任せるべきではないという意見があった。実際には役所も見逃したので大勢の意見とはならなかったが、この意見は、日本人には解りやすいのか、未だに根強く相当見識のある人でもこれに明確に反論する人は少ない。では世界の常識はどのようなだろうか？ 以下、論ずるのは、国際的に流通している製品やシステムの話であり、建築物には当てはまらないところも多いが、民間検査機関の意義と重要性の話としてお読み戴きたい。

ある国際検査機関の日本法人社長が「欧米では当たり前前の民間の検査・認証マークが日本では誰も良いと思わないからとても商売が難しい」と言っていた。日本が明治維新に成功して以来、多くの不祥事があっても依然として日本人は官を信用し、民を信用していない。官がそう思うのは勝手だが、民もそう思っているから始末が悪い。ここで言う民とは純粹の民であり、株式会社のことである。国際検査認証機関の殆どは民間としての長い歴史を持っている。彼らは利益追求のために手抜きをし続けたのだろうか？ その結果、多くの人命が余計な危険に曝され、不幸な目にあってきたのだろうか？ 100年、200年の民間検査機関としての長い歴史は、長い間社会に受け入れられてきた証拠であり、それが信頼の基礎となっている。民間は社会に受け入れられなければ、即刻退場しなければならない運命をもっており、実際そうなった多くの事例を我々は知っている。

日本や社会主義国など、その発展のある時期において官主導で効率的発展を遂げている事例は多い。しかし民主主義が発達すれば、当たり前であるが、民の役割が増え、官はより高いレベルの役割を担うべきであろう。民間の強みは、市場を読み、新商品を開発し、競争しながら、効率を上げ、より付加価値を高めることにある。民間化とは、郵政民営化の例を見るまでも無く、民間企業としての運営上、不足する人材を投入、組織を作っていくことであり、単に官の組織をそのまま民間化し、人材を官から民に移動すればすむ話ではない。

国際流通の発達により、国ごとに異なっていた規格・認証は、国際的に統一されつつあり、プラント・産業設備・消費製品・交通運輸などのあらゆる分野において、QHSE(品質、健康、安全、環境)は密接に関係している。従って、世界の検査・認証機関は国際化・大型化し、サービスの幅を拡大、深化しているが、日本の検査・認証機関は、狭い専門分野に限定された多数の広域団体が構成されており、技術力・マネジメント力・国際力の点で見劣りがする。これらの国内検査認証機関を整理統合し民間化し、世界で渡り合える多量の人材投入を行い、大きな組織をつくり、再出発することが喫緊の課題であり、そうして初めて検査・認証機関として重要な役割を果たせ、意義もあると考えられる。

本準備会における活動の概要 (2007年11月～2008年4月)

●四国シンポジウム

(建築学会四国支部、JSCA 四国支部共催)

(2007年11月22日/サンメッセ香川/参加52名)

講演：1「建物の価値とは」(高知工大・中田慎介氏)、2「建築基本法の提案」(東大大学院・神田順氏)、3「基本法から見た改定基準法」(日建設計・水津秀夫氏)の後、パネルディスカッションに移る。次のような意見が出た。

・(改定建築基準法は)偽装防止のための改定であり、運用が

硬直化している。コンピュータソフトに依存しすぎるとモデル化や入力時の誤りに設計者が気づかないことが懸念される。

- ・建築士の資格と業が一体ではなく、資格がなくても仕事ができる制度になっている。こうした矛盾を整理するには既得権益との調整が難しい。
- ・建築基準法の集団規定と単体規定は再考する必要がある。
- ・構造設計者が直接、建築主と契約するようにしたい。

- ・構造計算に誤差があるのは当たり前なのに建築学会や JSCA も国民に説明していない。有識者が言い出すべきだ。
- ・建築法の所轄を国交省から内閣府にしてはどうか。
- ・自治体と保険会社の協議で地域に合った制度を作ろう。
- ・明治維新の起点・高所から悪法を改めさせる行動を。

●第1回 柏ワークショップ

(2008年2月21日/UDCK/参加20名)

柏の葉キャンパス駅周辺の開発に関して「基本法を考える」市民、専門家、行政によるワークショップが開催された。神田会長のリードで「1 構造安全性」「2 高さ規制」の二つのテーマで議論が行われた。1に関しては、

- ・NTT 構造計算ソフトが間もなく認定されるが、画一的な建物ばかりになりかねない。
 - ・日本の基準は「安全」か「危険」かの二分法。米国の土壌汚染基準では汚染の程度によりランク分けされており、購入者が条件をみて選択できる。先進国の基準は情報公開型だ。
 - ・マンション販売時に設計図の開示を義務づけてはどうか。
 - ・個人住宅と公共建築物に同じ耐震性は必要ない。
 - ・集合住宅は建物の維持管理のための「合議制」が機能せず。建物ハードと共同体のソフトをリンクさせた制度を。区分所有法では限界がある、等などの意見が出された。
- 2については、下記のような視点が示された。
- ・都市計画法で広範囲を規制し、基準法で詳細を決めているが、その中間レベルで住民意思を反映させる体系がない。
 - ・建築を社会的資産ととらえる視点が無いので、開発者の権利が優先される。周辺環境(社会)に対する高さを抑えた価値を説明できれば、了解されるはず。
 - ・高層化が「悪」ではない。
 - ・人間的スケールの低層路地裏街区をここで作れないか。

●第244回 関西建築技術研究会

(2008年2月29日/大阪府建築保険会館/参加36名)

「責任ある自由、建築基本法の世界へ」と題して、本会のメンバーがそれぞれの観点から問題提起の講演を行った。

神田会長は、改正建築基準法による混乱を指摘したうえで「稀に起きる災害の本質」「法の役割と限界」「専門家としての構造設計者」「既得権から情報公開へ」と呼びかけた。

能勢建築構造研究所・永谷芳郎氏は「建築構造設計」「地震時の安全性に対して」「構造計算の妥当性の判断」「構造計算ソフト」について、建築基本法と基準法の考え方の違いを極めて実践的に説明し、基本法の必要性を訴えた。

竹川忠芳法律事務所の竹川氏は、建築士法、建築基準法、確認制度の変遷、新建築物の法的枠組を解説。そして「一級建築士の数を少なくし、一人ひとりの顔が見える制度にする。単なる資格制度ではなく、養成する機関を設け、研修期間をつくり、建築家を育成する。全国一律同じ基準で諸法規や告示等の追加で詳細化されているため、時代の要請には逆行している」とまとめた。

会場との質疑応答では、「施主の責任」「民主導のピアチェック」「施工のモラル低下」等を指摘する声も上がった。

●シンポジウム「改正建築基準法はいりません！」

(建築ジャーナル主催、建築家協会後援)

(2008年4月1日/文京シビックセンター/参加350名)

神田会長が招かれ、「改正基準法から建築基本法へ」と題した基調講演を行った。「法律を守ることと安全であることは必ずしも一体ではない」と市民に向けてメッセージを発した。

その後のパネルディスカッションでは馬淵澄夫衆議院議員が、「国土技術政策総研は、05年2月に確認検査制度が破綻をきたしていると報告している。偽装事件が起きたのはその年の11月。国は、確認制度の不備を知りながら事態を放置してきた」と発言。国の責任を追及する姿勢を示した。全参加者への「改正建築基準法」に賛成○か反対×かの呼びかけに、会場は×で埋めつくされた。改めて、改正建築基準法に対する反発の強さが印象づけられた。(文責 幹事会)

事務局からのお知らせ

(1) 2008年度総会のご案内

日時: 2008年6月2日(月) 18時30分~20時30分
場所: 建築家会館1階ホール 地下鉄銀座線外苑前駅から徒歩8分
東京都渋谷区神宮前 2-3-16

(2) 年会費(5,000円)のお願い

振込み先: 三菱東京UFJ 新宿中央支店
口座名: 建築基本法制定準備会事務局
口座番号: (普)5699064

(3) 事務局連絡先

電話: 044-430-2850 FAX: 044-430-2851
住所: 〒211-0025 川崎市中原区木月 2-2-16
建築設計事務所アトリエ 71
E-mail: info@kihonho.jp / http://www.kihonho.jp/